

介 高 第1092号
平成22年3月2日

各認知症高齢者グループホーム管理者 様

秋田市福祉保健部
介護・高齢福祉課長
(公 印 省 略)

退去時相談援助加算に係る算定要件の取扱いについて（通知）

日頃、本市福祉行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記加算については平成21年4月介護報酬改定により新設され、その算定要件については、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」に示されているところです。

上記基準では、在宅復帰後の利用者に関する関係機関への情報提供について、“利用者の同意を得て、退去の日から2週間以内に当該利用者の管轄する市町村及び老人介護支援センター（在介）又は地域包括支援センターに対して当該利用者の介護状況を示す文書及びサービスに必要な情報を提供しなければならない”とされているところですが、この内容について、本市では下記の取扱いとすることとしましたので通知いたします。

標記加算については複数の算定要件が示されているところですが、今後は、本通知の内容についても遺漏なき対応をお願いいたします。

記

・従前の取扱い

利用者の同意を得て、退去の日から2週間以内に当該利用者の管轄する市町村及び老人介護支援センター（在介）又は地域包括支援センターに対して当該利用者の介護状況を示す文書及びサービスに必要な情報を提供しなければならない

・今後の取扱い

利用者の同意を得て、退去の日から2週間以内に当該利用者の管轄する地域包括支援センターに対して当該利用者の介護状況を示す文書及びサービスに必要な情報を提供しなければならない

担当 秋田市福祉保健部介護・高齢福祉課
企画管理担当 伊藤・澤田石
〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
電話 018-866-2069 FAX 018-866-2309